

議長	それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。 それでは、議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、審議を行います。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局長	議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	それでは、議案第1号農地法第4条の規定による許可申請についての整理番号4－1の案件について審議いたします。 地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の須田重雄推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推6番	議案第1号農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4－1について、2月21日に大河原佐智子委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は大字大河原字屋代平地内にある畑1筆135㎡です。 農地の現況ですが、保全管理されております。 周辺農地への影響は特段ないものと考えられます。 以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適当であると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第1号農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4－1について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況については、須田重雄推進委員の説明のとおりです。 申請人は現在、市内の大河原地区に居住しておりますが、以前から、当該農地を含め、現地は傾斜地であり大雨が降ると畑に溜まった泥水が溢れてU字溝を塞ぎ、通路や自宅側に流れ込んできて困っている状況です。 また、申請者の自宅敷地内には自家用車が2台とまっておりますので、来客者の車や宅配便の車などが進入してきても宅地内に入れず転回しようとして庭石や車庫の屋根にこすってしまったこともありました。 当該申請地を接道用地としてアスファルト舗装に転用することで泥水がU字溝を塞いで自宅に流れ込むことも無くなり、来客者の駐車及び宅配

	便などの車の転回も支障なく出来るようになることから、このたび申請をするものです。 なお、申請者は以前、当該農地部分を農地法の手続きがあることを知らずにアスファルト舗装に転用しておりましたが、今回の農地法第4条の申請を行う前に申請地を是正していることを申し添えます。 申請年月日は、令和6年2月5日、同日農業委員会受付となっています。 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。 農地区分は第2種農地に該当します。 次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。 1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して造成費に対し、全額自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。 2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。 3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。 4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。 5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。 6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。 7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで、事業に供されないことはないと考えております。 8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。 補足説明は以上です。
議長	同行して調査していただきました大河原佐智子委員、何かございますか。
3 番	特にありません。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4－1について、何かご意見、ご質問等ございますか。 【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第1号農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4－1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願いま

	す。 【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－1について審議いたします。 地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の保谷剛正推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推9番	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－1について、2月20日に綿貫由美子委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は大字平松字西原地内にある畑1筆413㎡です。 農地の現況ですが、保全管理されております。 周辺農地への影響ですが、特段の問題はないと考えます。 以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適当であると考えます。説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－1について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況については保谷剛正推進委員の説明のとおりです。 申請人は、現在、入間市の賃貸住宅に妻と二人で居住をしております。 申請人の実家は造園業を営んでおり、会社が休みの時などは造園の仕事を手伝っております。将来的には申請人自身も造園業を営む思いもあることから実家に近い場所を候補地として検討しました。 実家の周辺において売りに出されている土地を検討しましたが、希望の条件に合う土地は見つかりませんでした。実家の両親に相談し、現在父が所有する農地に住宅を建築できないか検討したところ、今回の申請農地であれば建築するのに十分なスペースも確保が可能であり、通勤にも支障がなく、また、実家のすぐ近くであるなど立地条件も良いことから当該申請地に住宅を建築したく申請をするものです。 申請年月日は、令和6年2月5日、同日農業委員会受付となっております。 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。 農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって」、「おお

	むね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域にある農地」と判断でき、第1種農地に該当します。第1種農地の不許可の例外として「地域の農業の振興に資する施設として掲げるもの」のなかで「周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されているもの」であって「集団的に存在する農地をさん食し、又は分断するおそれがない」ものであって「既存の集落と申請に係る農地の距離が最小限と認められるもの」と判断できます。 次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。 1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して造成費、建築費に対し、全額融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。 2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。 3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。 4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。 5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。 6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。 7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで、事業に供されないことはないと考えております。 8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。補足説明は以上です。
議長	同行して調査していただいた綿貫由美子委員、何かございますか。
7 番	特にありません。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－1について、何かご意見、ご質問等ございますか。
6 番	今回、1種農地の農地転用許可申請であるが、複数の候補地の中から条件的にあったものとして、今回の土地以外になかったということですか。
事務局	そのとおりです。

議長	他にご質問ございますでしょうか。 【なしの声あり】
議長	他に無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－2についてについて審議いたします。 地区担当委員の浅見豊樹推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推2番	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－2について、2月21日に小川英之委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は大字坂石字宮前地内にある畑3筆402㎡です。 農地の現況ですが、保全管理されております。 周辺農地への影響は特段ないものと考えられます。 以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適当であると考えます。説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－2について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況については、浅見豊樹推進委員の説明のとおりです。 申請人は、市内の大字井上地内の貸し家で妻と子どもの5人家族で暮らしています。 申請人は日本の永住権を有しており、飯能市内にも2年半ほど前から居住しております。3人の子どもは共に小学生であり、奥武蔵小学校に通学をしています。 申請地であれば、小学校及び中学校も近くにあり、転校をすることもなく安心して通学させることが出来るようになります。また、国道299号

	線にも面しており、吾野駅にも近接していることから交通の利便性もよく、今回の申請地が最も条件に合うことから当該申請地に住宅を建築したく申請をするものです。 申請年月日は、令和6年2月5日、同日農業委員会受付となっています。 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。 農地区分は第3種農地に該当します。 次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。 1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、造成費、建築費、その他に対し、全額融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。 2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。 3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。 4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。 5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。 6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。 7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで、事業に供されないことはないと考えております。 8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。 補足説明は以上です。
議長	同行して調査していただいた小川英之委員、何かありますか。
5 番	特に問題ありません。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－2について、何かご意見、ご質問等ございますか。 【なしの声あり】
議長	他に無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－2について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。 【全員挙手】

議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－3について審議いたします。 地区担当委員の塩野吉正推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推5番	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－3について、2月20日に大久保博司委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は大字上名栗字川クルミ地内にある畑1筆22㎡です。 農地の現況ですが、保全管理されております。 周辺農地への影響は特段ないものと考えられます。 以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適当であると考えます。説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－3について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況については塩野吉正推進委員の説明のとおりです。 申請人は、大字上名栗地内にて建設業を営んでいる法人の経営者です。 申請地の隣接地において建設工事用の資材置場があり、以前から使用していましたが、この土地は道路からの接道が狭く、資材の搬出入時にトラックなどの出入りがスムーズに出来ず歩行者などにも危険な状況が続いております。他に良い方法がないか検討しましたが、安全に搬入できる方法はありませんでした。 この問題を解決するためにさらに検討したところ、申請地を当該資材置場の進入路として使用できれば十分な幅員が確保できるようになることが分かりました。 そこで、申請地の土地所有者の方に土地を譲っていただけるか相談をしたところ、ご協力いただけることになりました。 今回の申請農地であれば進入路として十分な幅員が確保でき、安全に進入できるようになることから当該申請地を進入路といたし申請をするものです。 申請年月日は、令和6年2月5日、同日農業委員会受付となっております。 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。 農地区分は第2種農地に該当します。

	次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。 1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、土地造成費に対し、全額自己資金にて対応することの関係書類等の確認をしております。 2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。 3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。 4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はありません。 5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。 6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。 7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで、事業に供されないことはないと考えております。 8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。補足説明は以上です。
議長	同行して調査していただいた大久保博司委員、何かございますか。
10番	特にありません。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、何かご意見、ご質問等ございますか。
5番	今回の申請地の譲受人と、隣接する資材置き場の所有者は同じですか。
事務局	同じです。
議長	他にご質問ございますでしょうか。
	【なしの声あり】
議長	他に無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。 【全員挙手】

議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、報告第1号農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の非農地通知について、報告第2号農地法第5条の規定による農地転用届出についてご確認していただき、質問等あればお願いいたします。 【なしの声あり】
議長	なしとのことですので、次にその他事項に移らせて頂きます。事務局より説明をお願いいたします。 【付議案件4「その他」に記載】
議長	以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。
事務局	閉会を大野忠司会長職務代理から申し上げます。
会長職務代理	以上をもちまして、令和6年2月飯能市農業委員会総会を閉会します。